



## S R I (社会的責任投資) の定義に関するパブリックコメント募集

SIF-Japan では 2007 年 12 月の「日本 S R I 年報 2007」の発行において広義の S R I (Broad-SRI) の考え方について発表していますが、その後各方面より E S G を考慮したもののみならず、水・エネルギー等をテーマとした投信や世銀債・ワクチン債といった社会的貢献型の債券が次々と設定、発行され、それぞれ S R I に該当するかどうかの議論が行われています。

もとより S R I についての定義は世界的にも確立されているわけでもなく、統計上も広義のものから狭義のものまで幅広いものがあります。

SIF-Japan では現在でも 2007 年版の年報発行時と同じ基準をベースに「公募 S R I 投信のデータ更新」を行っています。

一方で S R I に係る債券類が上記の通り、このところ増加してきていることもあって、これらを S R I の統計に反映させるべきではないかとの意見も出てきています。

SIF-Japan としてはこうした意見に積極的に対応していくべく、この機会に S R I の定義について見直しが必要なら、再検討することは意義あるものと考えています。

つきましては S R I の定義に関して、債券類を含めて、関係各位の幅広いご意見をお聞かせいただきたくお願い申し上げます。

これまでの検討結果では下記の通り、従来の基準を変える必要はなく「債券類についても同じ基準を適用することで可」と考えています。

ご意見に当たっては「氏名・所属・コメント」をご記入の上 8 月末までにメールにて 送信下さい。

SIF-Japan では皆様方のご意見を参考としながら改めて S R I についての基準を発表させていただきます。

コメントの送付先： SIF-Japan 事務局宛

[contact@sifjapan.org](mailto:contact@sifjapan.org)

次ページに

SIF-Japan による S R I の基準  
を載せてあります





## SIF-Japan による SRI の基準

[http://www.sifjapan.org/document/SRI\\_sifstd.pdf](http://www.sifjapan.org/document/SRI_sifstd.pdf) (日本 SRI 年報 2007 より抜粋)

### 《広義の SRI (Broad-SRI)の考え方》

以下の二つの原則を満たすものとする。

第一原則:最終的な資金の供給者<sup>(\*1)</sup>の意思が確認できる広い意味での投資<sup>(\*2)</sup>

第二原則:投資プロセスで ESG(環境・社会・企業統治)の一つ以上を考慮

(\*1)年金等を含む

(\*2)広い意味での投資とは、通常の株式、債券、投資信託といった有価証券等への投資に加え、形式的には出資や融資の形をとるが、実質的には資金の供給者からは投資に近いと考えられる融資等(市民風車への出資、コミュニティ投資など)も含む。

この基準をベースに昨今議論されているテーマ型の投信や SRI 債券については次の通り考えています。

#### 1.テーマ型投信について

水関連、クリーンエネルギーは SRI に該当し、資源、農業、食料、インフラ、公共については SRI に該当せず。

#### 2.SRI 債券について

SRI 債券

- ・ 資金用途として、ES 利用(ES に関わる活動、あるいは ES に関わる活動を推進する機関等に利用されること)が目論見書に記載されているもの。
- ・ 資金用途として、ES 利用が何らかの形で明示され、且つ発行体あるいは発行証券会社が、投資家に資金用途に齟齬(そご)がないことを、後日報告するもの。

SRI 債券に準じる債券

- ・ 資金用途について、ES 利用が何らかの形で明示されているもの。

以上